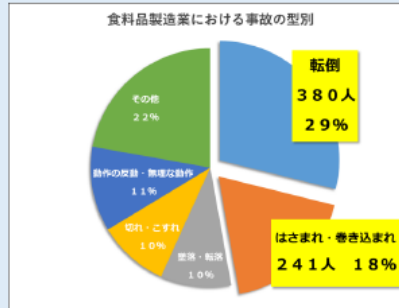


福岡労働局・福岡東労働基準監督署からお知らせ①

食料品製造業における労働災害をなくそう！！

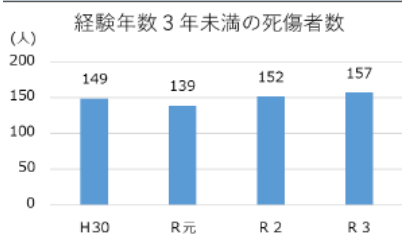
福岡県内において、過去4年間（平成30年から令和3年）に発生した休業4日以上労働災害のうち、製造業における「食料品製造業」の割合は34%を占めており、そのうち「転倒災害」と「はさまれ・巻き込まれ災害」で4割を超えています。



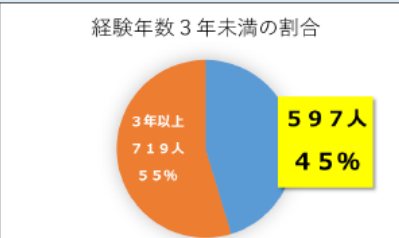
資料：労働者死傷病報告（H30～R3）

《食料品製造業の未熟練労働者の労働災害》

- ◆ 食料品製造業における経験年数3年未満の労働者の死傷災害（休業4日以上）は高止まり傾向。
- ◆ 経験年数別では3年未満が4割以上を占める。



資料：労働者死傷病報告（H30～R3）

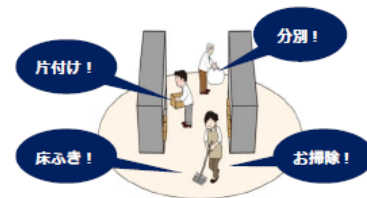


R4.5（福岡局）

通路の整備や安全行動の徹底により労働災害（行動災害※）を防止しましょう！

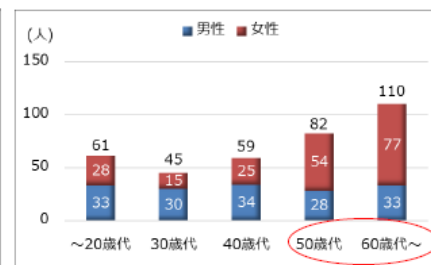
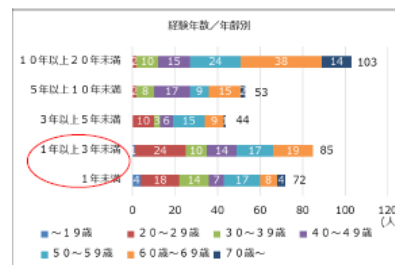
※ 「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害をいう。

- ◆ 4S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆ 荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



未熟練労働者に対する安全衛生教育を必ず行いましょう！

- ◆ 食料品製造業における労働災害による死傷者数を経験年数別で見ると、経験年数3年未満が4割以上と高く、年齢別では50歳以上が半数以上を占めています。



資料：労働者死傷病報告（R3）

- ◆ 未熟練労働者に対する安全衛生教育は、どのようにしたら職場で危険を回避し、安全に作業ができるかということについて、理解をし、身につけてもらうために行うものです。
- ◆ 雇入れ時や新たな業務を担当させるにあたっては、安全衛生教育を確実に実施することが必要です。

（雇入れ時等の教育）

労働安全衛生規則

第三十五条 事業者は、労働者を雇入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。ただし、令第二条第三号に掲げる業種の事業場の労働者については、第一号から第四号までの事項についての教育を省略することができる。

一～二 省略

三 作業手順に関すること。

四～五 省略

六 整理、整頓（とん）及び清潔の保持に関すること。

七～八 省略

（3、





厚生労働省webサイトのご紹介

交通労働災害を防止するために

交通労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めており、そのうち6割以上が運輸交通業以外で発生しています。


このため、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、自動車などの運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全への取組を行う必要があります。

- PDF版

- ▶  [交通労働災害を防止するために \[PDF形式: 1,125KB\]](#) 

以下のページにて、交通労働災害防止についての詳細をご覧ください。

- 職場のあんぜんサイトへのリンク

- ▶ [交通労働災害の現状と防止対策](#) 

- 交通労働災害防止のためのガイドラインについて

- ▶ [交通労働災害を防止しましょう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント](#)




連携 中小企業庁 福岡県よろず支援拠点
厚生労働省 福岡働き方改革推進支援センター

相談料
無料

売上拡大・賃上げ相談 ワンストップサービス福岡

賃上げはその原資となる**売上拡大**と、**労使間調整**の両面からなり、それぞれの専門家にて構成されている「福岡県よろず支援拠点」「福岡働き方改革推進支援センター」が連携し、福岡県内の中小企業・小規模事業者の方を対象に**ワンストップ**でご相談へ対応いたします。



日時 第2・第4 木曜日 **事前予約制**

①9:30～ ②10:45～ ③13:00～ ④14:15～ ⑤15:30～

※相談時間は1時間です。

場所 福岡県中小企業振興センタービル10階

(福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県よろず支援拠点相談室)

福岡県よろず支援拠点

賃上げ

福岡働き方改革推進支援センター

売上拡大

労使間調整


お申し込み

福岡県よろず支援拠点

TEL 092-622-1061

(平日9時～16時)

ご予約の際は「希望日時」「氏名」「電話」「相談内容」を



福岡よろず




第14次 労働災害防止計画の 概要



厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

個人ばく露測定定着促進の支援（間接補助金）【新規】

令和6年度予算額 1.2億円

- 個人ばく露測定は、法令で義務が課され実施している場合（アーク溶接作業等）があるが、一方で、法令で義務が課されていない場合（リスクアセスメント＜※1＞の一環として個人ばく露測定を行う、技術上の指針＜※2＞等）に基づき実施する個人ばく露測定）でも個人ばく露測定を実施されているところである。
- 個人ばく露測定は、令和4年4月1日に初めて法令で義務が課されたもので、その歴史は浅く、日本国内で個人ばく露測定が定着している状況とは言いがたい。
- 一方で、個人ばく露測定は、法令で義務が課されていないものの、リスクアセスメントの一環として実施したり、適切な呼吸用保護具を選定するために実施されており、これらは労働災害を防止に資するものであるとともに、**個人ばく露測定定着・促進を図ることが、今後の労働災害の減少に大きく寄与するもの**と料する。
- このため、個人ばく露測定の普及定着を図るために、**リスクアセスメントの一環として実施する個人ばく露測定及び技術上の指針等に基づき適切な呼吸用保護具を選定するために実施するばく露測定に要する費用の一部を補助する。**

※1：労働安全衛生法第57条の3第1項に基づく危険性または有害性の調査
※2：令和5年4月27日付け化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（技術上の指針公示第24号）

国

→

定額補助金
公募による選定

→

補助事業者
公募による選定

→

間接補助金（公募）
補助率1/2

→

法令で義務が課されていない
個人ばく露測定
を行う中小企業

間接補助対象の費用

個人ばく露測定の実施のために要する費用（支給対象）

以下のいずれかを行う中小事業事業者

①リスクアセスメントの一環として実施する個人ばく露測定

②技術上の指針等に基づき実施する個人ばく露測定

(補助額)
上限5万円の1/2

【個人ばく露測定で用いる個人サンプラー】



サンプラー

ポンプ

福岡労働局・福岡東労働基準監督署からお知らせ⑤

中小企業事業者の皆さまへ

令和6年度（2024年度）版

「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険に加入している中小企業事業者かつ、1年以上事業を実施していること 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし） 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補上助限率額	補助率：1/2 上限額：100万円 （消費税を除く）	補助率：3/4 上限額：30万円 （消費税を除く）	

※注意事項※

- ・複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・この補助金は「事業規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業種	業種	常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以上	

- ※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者
- ※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することなど



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント



中小企業等の健康づくりの支援を行う事業主団体等の皆さま

令和6年度版

団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

傘下の中小企業等に産業保健サービスを提供しませんか？

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。

事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供する費用・事務の一部を委託する費用の総額の90%（上限500万円（一定の要件を満たした団体※は1,000万円））を助成します。 ※構成事業主が50以上であること等

※1 団体につき年度ごとに1回限りです。

対象となる団体等

次のうちいずれかであること

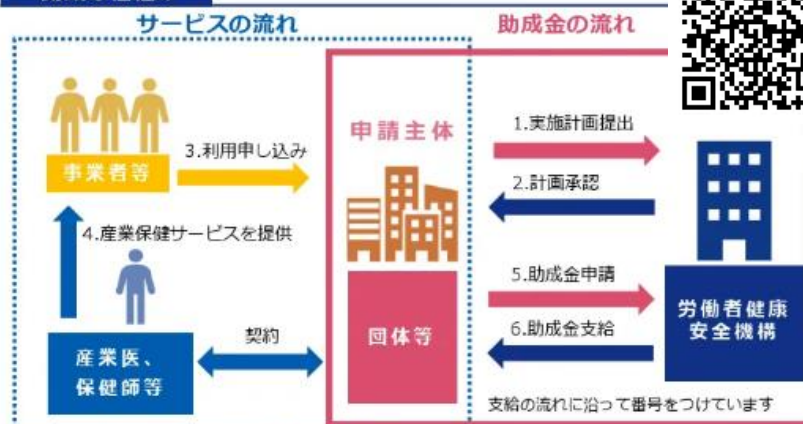
事業主団体等

事業主団体又は共同事業主であって、中小企業事業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超えていること等、一定の要件を満たす団体等

労災保険の特別加入団体

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条第3号に掲げる者の団体または同条第5号に掲げる者の団体であって、一定の要件を満たす団体

助成の仕組み



独立行政法人労働者健康安全機構

福岡労働局・福岡東労働基準監督署からお知らせ⑥

陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等の皆さま

自動車運転者の「安全確保の徹底」にご協力をお願いします！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。自動車運転者の安全確保のためには、荷主、配送先、元請事業者等の皆さまの取り組みが不可欠です。

新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要が増加している中、一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう！

厚生労働省では、自動車運転者の安全確保のため、以下のガイドラインを策定しています。

具体的な実施事項等は、裏面のチェックリストで確認ください。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、荷役作業場所における安全の確保等、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したものです。



ガイドラインのポイント

交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したものです。

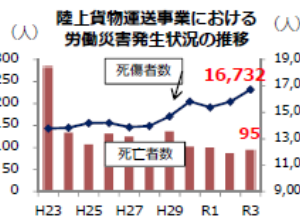


ガイドラインのポイント

陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

災害は増加傾向

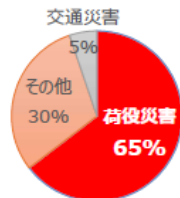
毎年約15,000人が被災しています。



出典：労働者死傷病報告(休業4日以上)、死亡災害報告

7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が荷役作業で発生しています。



※令和2年の死傷者数15,815人のうち、無作業者計したもの
※内訳は作業内容(令和2年)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



外国人労働者向け安全衛生教育教材を労働災害防止にご活用ください

最大14言語・幅広い業種等に対応しました

厚生労働省は、外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成しています。外国人労働者の労働災害防止にお役立てください。→言語・業種ごとの一覧(裏面)もご確認ください

マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視覚教材(マンガ・動画教材)を作成しています。

▶教材はこちらから <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>

▶動画教材(YouTube)のチャンネル登録はこちらから <https://www.youtube.com/user/MHLWanzenvideo/>



例) 転倒防止の注意：14言語対応(画像は、日本語・英語・ベトナム語)

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身につけていません。労働災害を防止するには、雇入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別(製造業、陸上貨物運送事業、商業など)の教材を作成しています。

▶教材はこちらから <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>



例) 安全な服装のマニュアル：14言語対応(画像は、日本語・スペイン語・中国語)

技能講習補助教材

外国人労働者が技能講習時に専門用語を理解しやすいよう、技能講習別の

▶教材はこちらから https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html

VR教材

仮想の作業場における各種危険作業を疑似体験(VR体験)できる体験会を開催予定(無料)です。開催案内は、厚生労働省のホームページに今後掲載します。

▶VRの紹介動画はこちらから <https://www.youtube.com/playlist?list=PL1x5Zy>

▶令和2年度の体験会はこちらから <https://www.mizuho-ir.co.jp/seminar/info/2>

厚生労働省・都道府県労働局・労働局



福岡労働局・福岡東労働基準監督署からお知らせ⑦

厚生労働省
職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

HOME | お問い合わせ | サイトマップ

労働災害統計 | 労働災害事例 | 各種教材・ツール | 化学物質

ホーム > 化学物質のリスクアセスメント実施支援

化学物質のリスクアセスメント実施支援

目次

- 労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメントについて [詳しくはこちら](#)
- リスクアセスメント支援ツール [詳しくはこちら](#)
- リスクアセスメント実施・評価対策検討の支援 [詳しくはこちら](#)
- 関連ページ [詳しくはこちら](#)

労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメントについて

平成28年6月1日、労働安全衛生法が改正され、2015年1月30日の労働安全衛生法(第73条)について事業場におけるリスクアセスメントが義務付けられました。

新法、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となりました。製造業、建設業だけでなく、採掘業、卸売業、小売業、飲食業、医療業、福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が売られており、労働者のリスクがあります。

労働災害削減のため、義務付けられている対象物質のみならず、対象物質に当たらない場合でも、リスクアセスメントを行うよう努めましょう。

【化学物質のリスクアセスメントの概要】

- リスクアセスメントの対象事業場
労働安全衛生法に基づくリスクアセスメントは、SDS交付義務対象物質を製造する事業場だけでなく、取り扱う事業場も対象となっています。そのため、化学メーカーなどのいわゆる製造業だけでなく、サービス業などのいわゆる第3次産業に該当する事業場も、SDS交付義務対象物質を取扱っている場合はリスクアセスメントの対象事業場となります。
- 対象となるリスク
労働安全衛生法に基づくリスクアセスメントにおいては、設置・使用の環境や取り扱いのそのほか、化学物質の危険性に基づくリスクと、労働者の暴露に悪影響をおよぼすおそれ(化学物質の毒性に基づいた)の両方がリスクアセスメントの対象となります。
- リスクアセスメントとは
労働安全衛生法では、化学物質などによる急性性・慢性性を特定し、その特定された急性性・慢性性に基づいてリスクを把握することに加え、リスクの見直し(評価)に基づいてリスク低減措置(リスクを減らす対策)の内容を検討する一連の流れをリスクアセスメントと定義しています。
- リスクの見直し方
化学物質の急性性のリスクを把握する場合、毒性や可燃性などの物質の大きさとその発生率からリスクを把握する方法などが知られています。一方、化学物質の慢性性を把握する場合、作業場の空気濃度を測定し、リスクアセスメント対象物質のばく露量(暴露量)と比較する方法(暴露法)によりリスクを把握することができます。また、測定法が難しい場合などでは、労働者を対象とし、ばく露量(暴露量)と比較する方法(測定法)によりリスクを把握することができます。どの手法でリスクを把握するものについては、事業場によって異なる必要があります。

リスクアセスメントの詳細についてはリンクのファイルを確認してください。
[労働安全衛生法第22条に基づくリスクアセスメントの実施\(資料1\) \(PDF\)](#)

※平成30年7月1日より対象物質が告示・通知対象対象物質に追加されました。
[告示・通知対象対象物質の追加\(平成30年7月施行\)](#)

リスクアセスメント支援ツール

化学物質のリスクアセスメントを支援するため、厚生労働省では様々な支援ツールを作成し公開しています。また、厚生労働省は労働安全衛生法によるリスクアセスメントを簡便し、公開しております。リスクを把握する方法やツール(ツール)は様々あり、ツールのせんが、各ツールの特色や作業内容、事業場の状況などを考慮して、適切なツールを取り入れて、リスクの把握に取り組んでいただく必要があります。また、ツールでリスクを見つけた場合は見直しも必要です。見直しに基づいてリスク低減措置となります。

2023年4月より

労働者と同じ場所で 危険有害な作業を行う個人事業者等の 保護措置が義務付けられます！

1 会議室

それでは4月の工事よろしくお願ひします

はい

この作業には一人様方さんにも入ってもらいますが安全衛生対策は本人にまかせて...

ちよっと待ったー!

へ?!

2023年4月から労働者と同じ場所で「※危険有害な作業」を行う個人事業者等を

保護するための措置が事業者に義務付けられること

知っているかな?

ええっ? そうなの?

どう変わるんだろう?

とても大切なことだから

詳しい内容は中面を見て確認してね!

※労働安全衛生法第22条に基づいて定められている以下の1)の管轄で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業(業務の一部を個人事業者等に請け負わせる場合や、同一場所で作業をしている労働者以外の者)に於いても、労働者と同等の保護措置を講ずることが義務になります。

労働安全衛生規則 給中毒予防規則 特定化学物質障害予防規則 電磁放射線障害防止規則 粉じん障害防止規則
有機溶剤中毒予防規則 四アルキル鉛中毒予防規則 高圧圧入作業安全衛生規則 職業欠乏症等防止規則 右腕障害予防規則
東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除去するための業務等に係る電磁放射線障害防止規則

縮小

福岡労働局・福岡東労働基準監督署からお知らせ⑧

フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
 - ②フリーランスの方の就業環境の整備
- を図ることを目的としています。

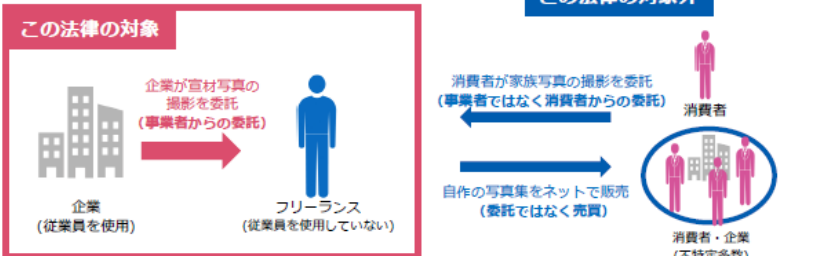
法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

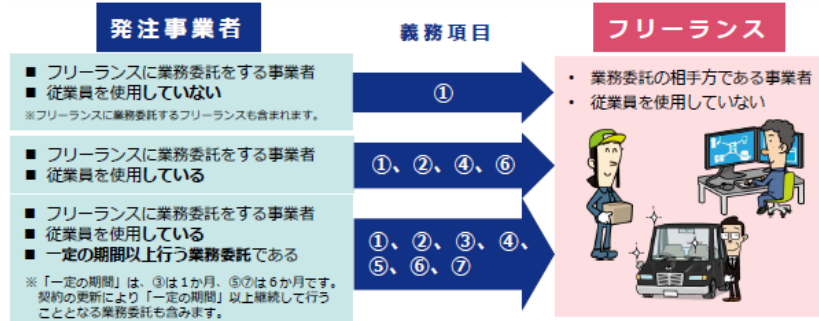
例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットではわかりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者を含みません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「検査を行う場合」検査完了日」「（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買いたたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

- 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）までお問合せください。

